

令和8年1月8日

契約の保証及び前払金の保証に係る電子保証の取扱いについて

四日市市では、別添1のとおり、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等について、電子証書等閲覧サービスによる提出（電子保証）に対応しています。

また、保険会社から発行されるPDF発行証券について、別添2のとおり、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、電子メールによる取扱いも認めてきたところです。

今般、一般社団法人日本損害保険協会において、保証証券等確認システムの運用が開始されたことに伴い、損害保険会社による電子保証の取扱いを開始すると同時に、電子メールによるPDF発行証券の取扱いは廃止します。

これにより、本市における電子保証の取扱いは下記のとおりとなります。なお、従来通り、紙の証書によりご提出いただくことも可能です。

（1）契約保証

①対応可能な電子保証

- ・保証事業会社による保証
- ・損害保険会社による公共工事履行保証証券及び履行保証保険

②提出方法

次のデータを、③に記載の契約担当課までメールで送信してください。

【保証事業会社による保証】

- ・保証事業会社が発行する『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』

【損害保険会社による公共工事履行保証証券及び履行保証保険】

- ・損害保険会社又は代理店の発行する「発注者提出用フォーマット」
※工事名、受注者名及び保証証券等確認システムから自動送信される「閲覧用URL」を記載してください。

③提出先

対象の契約案件に応じて、いずれかの契約担当課までメールで送信してください。

Email : choutatsu@city.yokkaichi.mie.jp (調達契約課)

suidousoumu@city.yokkaichi.mie.jp (上下水道局総務課)
byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp (市立四日市病院総務課)

※契約書を窓口にお持ちいただく前に必ずメールを送信してください。

保証内容が確認できない場合、窓口に契約書をお持ちいただいてもすぐに契約締結できない場合があります。

(2) 前払金保証

①対応可能な電子保証

- ・保証事業会社による保証

②提出方法及び提出先

保証事業会社が発行する『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』を、工事担当課までメールで送信してください。メールアドレスは工事担当課にご確認ください。

※前金払請求書を窓口にお持ちいただく前に必ず工事担当課へメールを送信してください。

別添1
令和5年3月30日

契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化について

令和5年4月1日から、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等につきまして、電子証書等閲覧サービスによる取扱いを開始します。また、保険会社から発行されるP D F発行証券につきましては、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、電子メールによる取扱いも認めます。

電子証書及びP D F発行証券をご提出される受注者様におかれましては、次の注意事項をご確認いただき、適切にお取扱いいただきますようお願いいたします。

なお、従来通り、紙の証書によりご提出いただくこともできます。

《電子証書等閲覧サービスにより電子証書を提出する場合の注意事項》

(1) 契約保証

保証契約番号及び認証キーは、契約書を窓口にお持ちいただく前に必ず契約担当課へメールで送信してください。保証内容を確認したうえで契約締結します。保証内容が確認できない場合は、窓口に契約書をお持ちいただいてもすぐに契約締結できない場合があります。

Email : choutatsu@city.yokkaichi.mie.jp (調達契約課)
suidousoumu@city.yokkaichi.mie.jp (上下水道局総務課)
byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp (市立四日市病院総務課)

(2) 前払金保証

保証契約番号及び認証キーは、前金払請求書を窓口にお持ちいただく前に必ず工事担当課へメールで送信してください。

メールアドレスは工事担当課に確認してください。

《P D F発行証券により提出する場合の注意事項》

P D F発行証券の場合、保険会社から指定された手順により、契約書を窓口に

お持ちいただく前に必ず契約担当課へご提出ください。保証内容を確認したうえで契約締結します。保証内容が確認できない場合は、窓口に契約書をお持ちいただいてもすぐに契約締結できない場合があります。

P D F 発行証券は、令和5年9月30日まで認める暫定的な措置です。

《適用》

令和5年4月1日以降の契約分から

別添2
令和7年6月27日

「契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化について」の一部改正について

令和5年4月1日から、別添「契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化について」のとおり、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等につきまして、電子証書等閲覧サービスによる取扱いを行っており、また、保険会社から発行されるP D F発行証券につきましては、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、令和7年6月30日まで、電子メールによる取扱いも認めてきたところです。

今般、一般社団法人日本損害保険協会から国土交通省に対し、電子証書等閲覧サービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間延長の要請があったことを受け、当該取扱いの実施期間を令和8年4月30日までに変更されたことを踏まえ、本市においても下記のとおり当該取扱いの実施期間を令和8年4月30日までとします。

記

別添「契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化について」中「令和5年9月30日」を「令和8年4月30日」に改める。

以上